

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	酒田港東ふ頭交流施設	指定管理者	GOOD LIFE ISLAND合同会社
所在地	酒田市船場町二丁目5番15号	県担当課	山形県港湾事務所
指定期間	令和4年4月1日～令和24年3月31日	(電話番号)	(0234-26-5634)
検証期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	初年度同様24万人の来館者数で推移しており、仕様書の設立目的にある通り、本港地区の更なる賑わいの創出ができています。	評価	《評価の理由》 協定書や仕様書に基づき、施設・設備の管理、施設利用の調整について、適切に実施されていた。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	・来館者数に対して座席数足りておらず、空間としてはキャパシティオーバーしている状態が続いている。 ・燃料費や物価高騰から共益費が増大しており、店舗および施設運営の負担を大きく圧迫している。 ・夏に施設の躯体が熱をためすぎてエアコンの効きが悪く、全開で稼働しても30度を下回らず、快適な空間が提供できていない。	《課題等の原因分析》 ピーク時の昼時間帯の座席数不足は、当初の計画を上回る利用状況によるもの。断熱性能については、元々上屋であるため、改善するとなると大規模な改修を要するもの。	
課題、問題点への今後の対応	座席数不足解消には、引き続きイベントスペースやテラス席の活用のほか、立ち食いスペースや食べ歩き易いメニューを増やすなどの工夫も検討されたい。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	利用者からの評価としては高評価が維持されている。地域観光の拠点の1つとして評価されるようになった。空間の狭さがコメントにあがっていることがあった。	評価	《評価の理由》 各種SNSを有効活用し、利用者の声を聞き、市内観光において欠かせない施設となっている。
意見・要望等への今後の対応	上記1と同様。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	各店舗の努力により、施設の評価は高い状況続いている。夏場の館内気温が30度を下回らず、快適な空間というサービスの提供については厳しい状態となっている。	評価	《評価の理由》 各テナントと意見交換を行い、高い評価を維持できている。
② 経費の節減	施設全体の省エネルギー化の努力をしているが、燃料費の高騰により共益費をはじめとした施設維持経費は当初よりも大きく上振れしており、運営を圧迫している。	評価	《評価の理由》 施設のパンフレットはあえて作成せず、SNSなどをうまく活用して経費削減に努めている。館内の節電については、可能な限り実施していた。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	運営費の圧迫により、施設単体では雇用する費用が捻出できず、働き方としては健全とは言えない運営状況となっている。	評価	《評価の理由》 人員不足で、担当スタッフが他事業も兼務しており、余裕のない運営が続いている。
総合的な評価	令和6年度来館者は、240,553人で引き続き24万人を上回り順調な推移を示している。多種多様な自主事業を繁忙期以外に行うことで、普段足を運ぶことがない方にも来館の機会を提供し、安定した入込数となっている。		

【評価指標】

- A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B：概ね適正に実施されている。
- C：部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D：仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。